

平成 28 年 1 月 19 日  
商 工 中 金

**商工中金が川崎市信用保証協会の協調融資制度  
“コラボ”の取扱いを開始**

商工中金は、各地の信用保証協会と連携して、中小企業の資金ニーズに積極的に対応しています。

商工中金（川崎支店）は、川崎市信用保証協会（会長：山崎 茂氏）が中小企業の皆さま向けに創設した協調融資制度「コラボ」の取扱いを 1 月 18 日より開始しました。

川崎市信用保証協会の協調融資制度「コラボ」は、取扱金融機関が川崎市信用保証協会保証付にて融資を実施するとともに、同一の貸出条件によるプロパー融資を信用保証協会保証付の融資金額の 6 割以上の金額で行うものです。

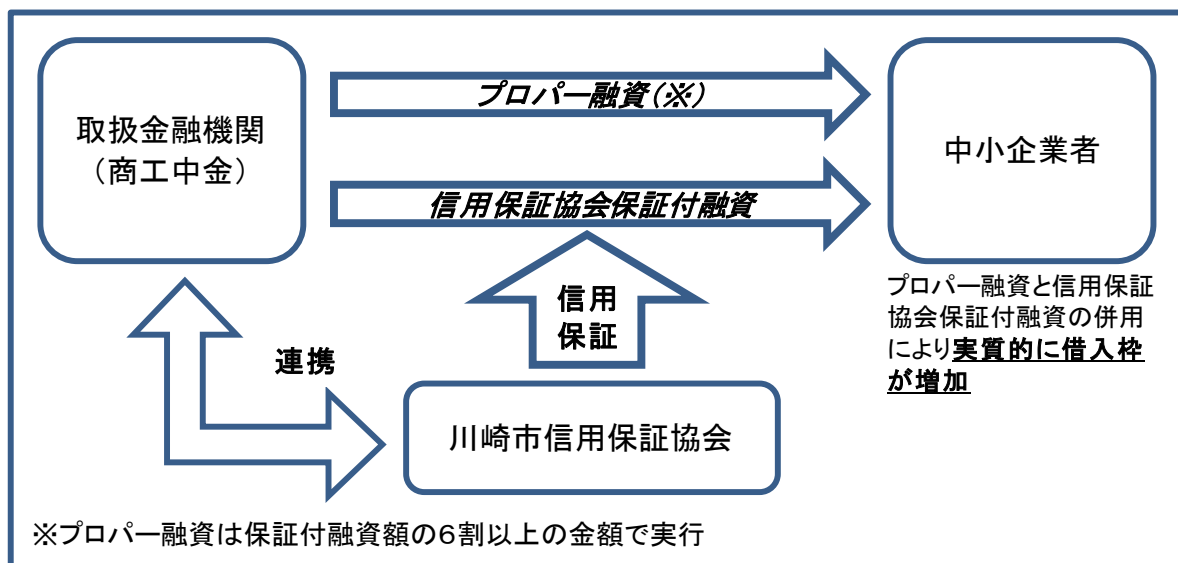
本制度は、一定の要件を満たす中小企業の皆さまの借入枠を実質的に増加させることで円滑な資金調達を実現するものです。

商工中金は、川崎市信用保証協会をはじめ各地の信用保証協会と連携を深め、地域の中小企業の皆さまの成長と発展に貢献してまいります。

### 川崎市信用保証協会の協調融資制度「コラボ」の概要

#### 1. 制度スキーム

取扱金融機関（商工中金）が川崎市信用保証協会保証付にて融資を実施するとともに、プロパー融資を信用保証協会保証付の融資金額の6割以上で行い、貸付期間、返済方法、貸付形式、連帯保証人について信用保証協会保証付融資と同条件にて取り組むものです。



#### 2. 概要

項目	内容
協調融資	商工中金が川崎市保証協会保証付融資の取扱いと同時に、プロパー融資を信用保証付の融資金額の6割以上で行い、貸付期間、返済方法、貸付形式、連帯保証人について川崎市信用保証協会保証付融資と同条件のプロパー融資を行う。
申込資格	川崎市内に主たる事業所を有し、かつ次の号すべてに該当する法人 (1) 3期以上、適法に決算申告を行っていること (2) 当金庫と1年以上の借入取引の実績があること (3) 信用保証料率区分が5から9に該当すること (4) 直近決算における年間の売上高が5億円以上であること
保証限度額	2億円以内（ただし、他協会および関連企業の一般保証にかかる無担保残高を含めます）
資金使途	運転資金及び設備資金
保証期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内（据置期間1年以内含む）
貸付形式	証書貸付または手形貸付
貸付利率	金融機関所定利率
担保	原則として不要（不動産購入資金等で担保が必要となる場合があります）
保証人	原則として法人代表者を除き不要